航空法に基づく運航関係許可等申請・届出先の変更について

航空法に基づく運航関係許可等(対象は以下3.参照)の申請・届出先については、令和2 年4月1日から、以下のとおり変更となりますのでお知らせ致します。

- 1. 運航関係許可等申請・届出先
 - (現在) 丘珠空港事務所長 → 東京空港事務所長
 - (現在)三沢空港事務所長 → 東京空港事務所長

2. 事務処理手続き

事務手続きに関し、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、以下のとおりとさせて頂きますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

また、許可期間(実施日)が4月を跨ぐ申請については、3月31日までに現在の申請先である丘珠又は三沢空港事務所において許可を受けた許可書は引き続き有効となりますので、あらためて4月以降の許可期間(実施日)にかかるものを東京空港事務所へ申請する必要はありません。

- 〇令和2年4月14日以前に実施(開始)する申請・届出
 - ⇒ 丘珠又は三沢空港事務所あて申請・届出 (事務処理手続きの関係から、受付締切を令和2年3月20日までとさせて頂きます。)
- 〇令和2年4月15日以降に実施(開始)する申請・届出
 - ⇒ 東京空港事務所あて申請・届出 (申請・届出日は、令和2年4月1日以降として頂きますようお願いします。)

【令和2年4月1日以降 申請書・届出書送付連絡先】

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

〇平日 9 時~17 時

TEL: 03-5757-3022 FAX: 03-5756-1521

e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

○夜間・休日(※緊急の飛行に限る)

TEL: 03-5756-1531 FAX: 03-5756-1528

e-mail: cab-hnd-jouhou@mlit.go.jp

- 3. 対象となる運航関係許可等申請・届出
- (1) 法第60条ただし書の規定による許可【航空交通管制用自動応答装置の装備義務解除 の許可】
- (2) 法第60条ただし書の規定による許可【無線電話の装備義務解除の許可】
- (3) 法第79条ただし書の規定による許可【場外離着陸場における離着陸の許可】
- (4) 法第81条ただし書の規定による許可【最低安全高度以下の飛行の許可】
- (5) 法第82条の2ただし書の規定による許可【航空交通管制圏等における制限速度を超える速度での飛行の許可】
- (6) 法第89条ただし書の規定による届出【物件投下の届出】
- (7) 法第91条第1項ただし書の規定による許可【航空機の試験をする飛行の許可】
- (8) 法第92条第1項ただし書の規定による許可【操縦練習飛行等の許可】
- (9) 法第132条ただし書の規定による許可【飛行の禁止空域における飛行の許可】
- (10) 法第134条の3第1項ただし書の規定による許可(施行規則第239条の2第1項 第5号を除く。)及び同条第2項の規定による通報【飛行に影響を及ぼすおそれのある 行為の許可及び通報】

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、現在事務手続きを行っている以下の関係空 港事務所へお問い合わせのうえ、ご確認くださいますようよろしくお願い致します。

なお、航空法第 132 条ただし書の規定に関するお問い合わせについては、専用の連絡先と して無人航空機ヘルプデスクがありますので、ご利用頂ければ幸いです。

〇無人航空機ヘルプデスク

TEL: 03-4588-6457

〇丘珠空港事務所 航空管制運航情報官

TEL: 011-781-4162

〇三沢空港事務所 航空管制空港情報官

TEL: 0176-53-2463